

労災事故

事例紹介



ケース：託児所に子どもを預けて会社に向かう途中
自動車で事故を起こし、胸部を負傷した

X株式会社に勤務するAさんには、奥さんと2歳の娘がいます。いつもは奥さんが託児所へ送り迎えをしています。奥さんもフルタイムで働いているのでAさんも時々送り迎えをしていました。事故の日は雪が降っていたので、運転が不慣れな奥さんに代わってAさんが子どもを託児所に預け、会社に向かいました。ところが途中でハンドル操作を誤り、車がスリップして道路脇の電柱に衝突しました。そのためAさんは車内で胸を強打し負傷しました。



問題点

住居から会社へ向かう途中で、
回り道をして通勤といえるのか？

通勤途中で被った災害が通勤災害として認められるには、



合理的な経路 及び **方法** で



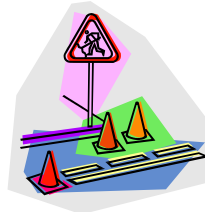
就業の場所へ向かい、または戻る必要があります。



●合理的な経路及び方法で通勤していたかどうか

合理的な経路⇒一般に労働者が用いるものと認められるもの⇒職場に届けた通勤経路
しかし必ずしも一通りとは限らず、また最短距離でなければならないというものでもありません。

いつもの道が 道路工事中で通れなかった
台風の倒木で通れなかった
交通事故のため通れなかった



こんなときは最小限の迂回路も合理的な経路として認められます。

●合理的な経路及び方法として認められるかどうか



Aさんの家庭は夫婦共働きであり、日中は2歳の子どもの面倒を見ることができません。Aさんとしては、就業するためには子どもを託児所に預けることは必要であると言えます。

そのため、自宅から託児所を経由して職場に向かうAさんの経路は、多少の回り道をするようになったとしても合理的な経路であると考えられ、他の要件を満たす限り、Aさんの負傷は通勤災害であると認められます。

➔ アドバイス

従業員の生活状況により合理的な通勤経路を変更しなければならない場合があります。通勤経路は入社時だけでなく住所変更があったときにも届け出るよう周知しておくといでしょう。



お問い合わせ、ご相談は **伏屋事務所** までお電話下さい！058-272-3872